

災害事例

労働安全衛生コンサルタント 山口好孝

巻き込まれ 見方変われば、裏側も表側

飼料等を製造・販売するT社（労働者数約60人）は、工場の製造部に所属し動力設備等の設置・保守を行う技術職として約2年になる。

◎労働災害発生状況

現在、工場では生産能力を上げるため、製造ラインの一部改造等を行っており、その担当の一人としてAさんは同僚Bさんと共に作業しているが、そんな午後4時頃、予定通りに設備の一部である原料搬送用コンベアが完成したことから、A、Bさんは試運転することにした。そして、起動スイッチを入れ、コンベアの作動状況をチェックしていたのだが、その最中にコンベア本体・フレーム

の下、床面上にスパナ（工具のひとつ）が落ちてい

るのをAさんは見つけた。どうやら、機械のボルト締め付け作業等の際に床面上に置き忘れたようである。そこでAさんはそのスパナを拾い上げようとしたが、少々奥の方にあるため、手を伸ばして届かせるには片手を何かに掴まった上で差し伸ばした方が良いのである。都合よく右隣にコンベア駆動用モーター（出力約1.5kw）があつたことから、Aさんはそのモーター上部付近に右手を掛けて左手を差し伸ばそうとしたその時、回転中のギア・チェーン部が右手の手袋（軍手）の中指先を巻き込まれた。アッ

とばかりに必死に手を引き逃れたAさんは、幸いにも指切断は免れたものの中指の骨折・挫傷を負い、休業20日程となったのである。

◎発生原因と対策

(1)危険箇所近傍に不用意に手を差し掛ける等の不安全行動をしたこと、及び、機械の危険箇所の



防護（覆い等）が不十分であつたこと。

動力機械には、巻き込まれたりする危険箇所：部分があるといつてよく、機械が作動中にはそれら危険箇所、本例でいえばモーター端部の回転軸、そこに連結するギア・チェーン部分には手を出したりしてはならないし、その危険があることを予

知・予測して、危険回避の行動・作業とすべきといえるが、経験の浅さもあつて適切に対応しえなかつたのである。しかしその一方では、動力伝導箇所への覆い・囲いが不十分でもあつた。コンベアの下部には一般に物品が落下等しており、それを処置するため労働者が身を入れる場合がある

ことから、コンベアの駆動部等には、その表側・裏側とも全体を覆う等の措置が大切である。立ち入った裏側から見れば、裏側面にある危険箇所は表面側になるのである。設備対策として確実に囲って

おこう。(2)事業者として、機械設備の安全対策や関係労働者への安全教育の実施等において、管理上の不十分さがあつたこと。すなわち、前記(1)のように、危険箇所の防護が不十分であつたこと。関係労働者には危険感受性を高めさせ不安全行動を自制させるための教育・訓練等

が低調であつたことなど、安全管理が不十分であつたといわざるをえないのである。

※労働安全衛生規則第101条

事業者は、機械の回転軸、歯車、プリー等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い等を設けること

※同規則第35条

事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に安全のため次の事項を教育すること。(ア)機械等の危険性等、(イ)整理、整頓、清潔に関すること。

※労働安全衛生法第24条

事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じること。

人は行動するにおいてミスをおかす。しかし、機械の危険箇所はそのミスを逃すミスをしないのである。

徹底しよう安全対策！
(Y2X労働安全衛生コンサルタント事務所長)